

第933回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 令和2年7月13日（月）午後1時30分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 伊東教育長，伊藤委員，齋藤委員，千木良委員，小室委員，小川委員

4 説明のため出席した者

小林理事兼教育次長，松本教育監兼教育次長，安住総務課長，大町教育企画室長，小幡福利課長，時枝教職員課長，千葉義務教育課長，遠藤参事兼高校教育課長，川村特別支援教育課長，浅野施設整備課長，鈴木スポーツ健康課長，嘉藤参事兼生涯学習課長，天野文化財課長 外

5 開 会 午後1時30分

6 第932回教育委員会会議録の承認について

伊東教育長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第933回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

伊東教育長 伊藤委員及び齋藤委員を指名する。
本日の議事日程は，配布資料のとおり。

8 秘密会の決定

7 議事

第1号議案 職員の人事について

第4号議案 宮城県産業教育審議会委員の人事について

第5号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

第6号議案 宮城県美術館協議会委員の人事について

伊東教育長 「7 議事」の第1号議案及び第4号議案から第6号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員に諮って) この審議については，秘密会とする。
秘密会とする案件は，「10 次回教育委員会開催日程」の決定後に審議することとしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 教育長報告

(1) 新型コロナウイルス感染症への対応について

(説明者：小林理事兼教育次長)

新型コロナウイルス感染症への対応について，御説明申し上げます。資料は1ページから3ページである。

はじめに，資料1ページ「1 公立学校における臨時休業・学校再開」であるが，5月の定例会でも御報告したが，(1)にはこれまでの臨時休業の経過を，(2)には6月1日からの学校再開の状況を記載している。

次に，「2 学校再開後の教育活動」であるが，5月下旬に，再開後の教育活動に関して県立学校，市町村教育委員会へ通知を発出している。「(1) 学校教育活動における「学びの保障」」については，感染症対策を講じながら子供たちの健やかな学びを保障するため，学校の実情に応じて教育活動の充実を図ることとし，基本的な考え方としては「イ」に記載のとおり，年度当初に編成した教育課程の見直しを行うこと，

その具体的な方法については、「ロ」にあるとおり、時間割編成の工夫や学校行事の重点化等を例示している。

次に、資料2ページ「(2) 学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」については、児童生徒・教職員の感染リスクを低減するための取組に関するマニュアルが文部科学省で作成されたことから、県立学校等へ周知し、適切な対応を依頼したものである。内容としては、「イ」から「ニ」にあるとおり、身体的距離の確保や「3つの密」の回避、各教科、部活動、学校給食等具体的な場面ごとの対策、学校において感染者が発生した場合の対応などの感染症対策が示されている。

次に、「(3) 学校再開後の各種教育活動実施の目安」の通知では、本県の緊急事態宣言解除による外出等の段階的緩和に伴い、「イ」から「ハ」に記載している修学旅行や研修旅行、集会、部活動の実施の目安、再開日程の目安を各学校に示している。

次に、「(4) 夏休みの短縮の状況」であるが、5月末までに及んだ臨時休業を受けて、県立学校、市町村立学校ともほぼ全ての学校が夏休みの短縮を予定している。まず、「イ 県立学校」のうち高等学校については11日から20日間の短縮が62校と最も多くなっており、平均では17.6日の短縮となっている。特別支援学校では10日までの短縮が15校と最も多く、平均では9.7日の短縮となっている。また、「ロ 市町村立学校」では、小学校、中学校ともに平均で22.4日の短縮となっている。

次に、資料3ページ「3 県社会教育施設・県有体育施設の再開状況」であるが、5月14日の緊急事態宣言の解除により、「屋内・屋外施設ともに準備が整ったものから順次再開」の方針が県から示されたことから、教育庁所管施設についても、表に記載のとおり、一部サービスを除き再開している。

以上、新型コロナウイルス感染症への対応について御説明した。引き続き、児童生徒の安全・安心と学びの確保のため、全力で取り組んでいく。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員

例年と全く異なる教育環境であることから、教育現場の皆さんは危機感を持って臨んでいることと思うが、資料の1ページにもあるとおり、「学校再開後の教育活動」が重要になってくる。本来4月から始まるはずであった新学期が、約2か月遅れたことで、学校のクラス運営等に混乱が生じていると思われる。先日、児童館で働いている方から直接話を聞く機会があったが、小学校3年生の算数で繰り上げや繰り下げを学ぶが、繰り下げが苦手な児童が非常に多いとのことであった。通常であれば1年間で学ぶべきカリキュラムがあると思うが、例年と大きく異なった教育環境の中で、全ての授業内容を同じ密度で進めていくと、ついていけない子供が必ず出てくる。そういった子供たちが理解できない状態のまま授業が進んでしまうと、分からないことがどんどん積み重なり、学習意欲が失われてしまうことは明らかである。おそらく、各学校においては、時間をかけて教える部分を絞り込むなど、様々な工夫がなされていることと思うが、その後の子供たちの学ぶ姿勢に非常に大きな影響があると考えられることから、カリキュラムについても具体的な工夫をし、子供たちの理解度を重視しながら今後一年間を乗り切っていただきたいと切に願っている。

小 林 理 事

子供たちの教育課程を見直す際の工夫として、時間割編成の工夫、指導日数の確保、学校行事の重点化等と併せて、学習内容にもメリハリをつけて指導するよう各市町村教育委員会にも示しながら対応している。御指摘の趣旨については、たいへん重要と考えているため、今後もそうした配慮等に留意しながら進めて参りたい。

義 務 教 育 課 長

的確な御指摘をいただき感謝申し上げます。年度当初、こういったことが予想されたことから、全体の考え方として、「系統立った指導をすること」、「メリハリをもった指導をすること」を重視して対応いただくよう、市町村教育委員会に通知をしている。

千 木 良 委 員

学校では、保護者に対して様々な文書を出しているようだが、その中でも保健日よりなど保健関係での注意事項等が記載された文書は重要だと感じた。この休業期間中に、生活のリズムが乱れてしまった子供もいる。学習の再開と併せて、生活習慣を整えるた

めの資料等も分かりやすい内容で保護者に示していただきたい。学習面においても、何でも文書を出せばいいというものではなく、例えば新型コロナウイルスの感染者が出たときはどうするのか、どういったことに注意すべきかなど、重要な事項が確実に保護者に伝わるように工夫していただければ、実際にそういった事態が発生しても混乱を抑え、スムーズな学校運営につながるようになるのではないかと思う。

伊 東 教 育 長 市町村教育委員会に対して、御指摘のあった趣旨についても伝えていきたい。

10 専決処分報告

(1) 第373回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について

(説明者：小林理事兼教育次長)

第373回宮城県議会議案（追加提案分）に対する意見について、御説明申し上げます。資料は、1ページから3ページである。

はじめに、資料2ページを御覧願いたい。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、6月11日付けで知事から意見を求められたので、議案の内容について御説明申し上げます。

資料3ページの「第373回宮城県議会追加提出予算議案」を御覧願いたい。「1 補正予算の概要」であるが、一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分として、14億6,656万6千円を増額計上しようとするものである。

次に、「2 事業の概要」であるが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、児童生徒の学びを保障するため、スクールサポートスタッフや学習指導員の配置による人的体制の整備に要する経費や、感染症対策の徹底及び効率的な学習を行うために必要な衛生資材、教材等の購入に要する経費、夏季休業期間の短縮等で授業を行うに当たり、熱中症対策に係る経費等を計上するほか、児童生徒の心のケアを図るため、SNS相談日数の増加に伴う経費を計上している。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により開催が中止となった全国体育大会等の代替である地方大会について、主催団体に対する大会開催や感染症予防対策への支援に要する経費のほか、県立高等学校の研修旅行キャンセル料の補助に要する経費や、社会教育施設等の衛生資材の整備及び東北歴史博物館の空調設備の改修に要する経費も計上している。

以上、知事から意見を求められた議案の内容について御説明申し上げたが、この照会に対しては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、6月11日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告する。

なお、本議案及び6月定例会で専決処分報告をした予算議案、予算外議案については、7月6日の県議会本会議において原案のとおり可決されたので、併せて報告する。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

11 議事

第2号議案 宮城県教育委員会行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正について

(説明者：小林理事兼教育次長)

第2号議案について、御説明申し上げます。資料は、21ページから24ページである。

資料の24ページを御覧願いたい。「1 改正理由」であるが、この規則では、県教育委員会に対する申請等の行政手続をオンラインで行うことに関して、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」及び「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例」その他の法令等に定めるもののほか、知事部局の手続きの例による旨を規定している。この度、法律が改正され、法律の名称が改められたことから、この規則で引用している箇所を改めるものである。

「2 改正内容」であるが、「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に改めるとともに、所用の文言整理を行うものである。

「3 施行日」については、改正法は昨年12月に施行されていることから、公布の日から施行することとしている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑) (質 疑 な し)

伊 東 教 育 長 (委 員 全 員 に 諮 っ て) 事 務 局 案 の と お り 可 決 す る 。

第3号議案 第3期県立高校将来構想第1次実施計画について

(説明者：小林理事兼教育次長)

第3号議案について、御説明申し上げます。資料は、25ページから27ページ及び別冊である。

資料の26ページを御覧願いたい。「1 策定の趣旨」であるが、平成31年2月に策定した「第3期県立高校将来構想」を着実に推進し、高校教育改革の具体的な取組を示すために、アクションプランとして策定するものである。

次に、「2 計画期間」であるが、令和2年度から令和4年度の3年間としている。「3 内容」については、第3期県立高校将来構想の二本の柱である「未来を担う高い志を持つ人づくり」と「未来を拓く魅力ある学校づくり」をベースとして、前半は主に教育内容に関する具体的な取組について、後半は主に学校の体制整備について記載している。なお、本計画に記載している事業等に加え、新型コロナウイルス感染症による状況の変化を見極めながら、必要な事業等については随時実施していくこととしている。

「4 第1次実施計画の主なポイント」であるが、ICT活用の推進のほか、多様な学びのニーズに応えるため、「社会的ニーズに応じた高校、学科の在り方」や「学びの多様化への対応」についてまとめている。また、資料の27ページであるが、少子化が進む中で、第3期県立高校将来構想で示された全日制課程の適正規模である1学年4学級から8学級を基礎として、適正規模に満たない学校の取扱いなどについても記載しているところである。

なお、詳細については、教育企画室長から御説明申し上げます。

(説明者：教育企画室長)

引き続き、「第3期県立高校将来構想第1次実施計画」について、資料26から27ページ及び別冊により御説明申し上げます。まず、資料の26ページを御覧願いたい。

「4 第1次実施計画の主なポイント」について御説明させていただく。今回の第1次実施計画においては、社会的なニーズや学びの多様化への対応のほか、学校再編の考え方について記載している。まず、「(1) ICT活用の推進」であるが、国のGIGAスクール構想や新型コロナウイルス感染症の拡大等の状況を踏まえ、ICT活用に向けた機器や体制の整備について推進していくこととしている。

次に、「(2) 社会的ニーズに応じた高校、学科の在り方」として、仙台二華高等学校において、国際バカロレア認定校となるための手続きを進め、令和3年度に「IB類型」を普通科に設けることとしている。また、宮城第一高等学校においては、高度な探究活動に取り組む学科の設置について、既存の学科の改編等も含めて検討を進めることとしている。

次に、「(3) 学びの多様化への対応」については、令和2年2月の県立高等学校将来構想審議会の答申を踏まえて、記載したところである。まず、定時制課程の学習環境の充実と体制整備を図るため、単位制の導入や定通併修制度の推進、ICT機器やデジタル教材の活用等を進めていくほか、学習時間帯や設定科目の多様性が確保できる多部制への移行等を検討することとしている。また、新たなタイプの学校については、学校生活や学習に困難さを抱える生徒が充実した学校生活を送るために、学習に対する支援をはじめとした学校生活全般に関する支援体制を構築する必要があることから、時代や社会の変化、生徒のニーズを踏まえながら、その設置について検討することとしている。なお、教員による指導を補完する「学習指導員」の配置については、モデル校を選定し、先行して実施することとしている。

次に、資料27ページ「(4) 再編等の考え方」についてであるが、第3期県立高校将来構想では、生徒の興味・関心や多様な進路希望に対応できるような教科・科目の開設とともに、学習活動や学校行事の充実等の観点から、全日制課程の適正な学校規模の目安を1学年につき4学級から8学級としており、今回の第1次実施計画においては、適正規模を下回る学校の取扱いについて記載している。まず、1学年2学級及び3学級規模の学校については、当面、特例校として存続するが、引き続き再編について検討を行うこととしている。ただし、在籍生徒数が収容定員の3分の2未満となった場合、3学級規模の学校は学級

減を検討する。また、2学級の学校は、原則、募集停止を検討するが、学校が所在する市町の中学校からの入学状況等によっては分校化も検討することとしている。また、1学年1学級規模の学校については、在籍生徒数が収容定員の3分の2未満となった場合には、存廃について検討することとしている。その他、適正規模の学校についても、各地区における中学校卒業生数の減少状況を踏まえながら、再編等を検討することとしている。

次に、「(5)再編等」については、南部地区及び大崎地区東部ブロックにおける県立高校の再編について記載している。南部地区については、柴田農林高校と大河原商業高校を統合し、南部地区職業教育拠点校を設置する。この再編により、両校は令和6年度末をもって閉校となり、これに伴い、柴田農林高校と大河原商業高校の全日制課程は令和5年度に、大河原商業高校定時制は令和4年度に募集を停止する。また、柴田農林高校川崎校は、令和7年度から新しい職業教育拠点校を本校とする。なお、大河原商業高校定時制課程の閉課程に際しては、南部地区への多部制の定時制や新たなタイプの学校の設置について、併せて検討していく。大崎地区東部ブロックについては、平成30年度に開催した大崎地区における高校の在り方検討会議での議論を踏まえ、松山高校、鹿島台商業高校、南郷高校を再編し、既存校に設置されている専門学科及び学びを基本とした上で、新たな職業教育拠点校を設置することとしている。

なお、この件に関連し、7月6日付けで宮城県高等学校・障害児学校教職員組合から、知事及び教育長宛てに、コロナ禍における高校の統廃合計画の凍結及びクラス削減の中止を求める要請があった。要請の趣旨としては、「新型コロナウイルス感染症対策の観点から、1学級40人定員は過密であり、こうした状況下において学校の統廃合や学級減を行うべきではない」というものである。その上で、ただ今御審議いただいている大崎地区東部ブロックの高校再編を凍結すること、高校の学級減をこれ以上行わないこと、また、20人学級の実現のため、国への働きかけを行うことや県独自の計画を策定することなども求められている。県教育委員会といたしましては、1学級40人は法律によって標準とされており、これに基づいて生徒数を定めているという点、教室における新型コロナウイルス感染症対策としては、いわゆる3密に十分注意する必要があるが、生徒同士の間隔を1メートル程度空けることやこまめな換気を行うことで、通常の生徒数での授業は可能であると考えている点、感染の状況に応じて柔軟な対応を行うという点を踏まえ、1学級40人定員という考え方に立脚して参りたいと考えている。

最後に、別冊の16ページ以降に参考資料として、全県の高校の生徒数等を記載している。上段のグラフは、中学校卒業生数及び公立高校全日制課程必要学級数の見込を示しているが、中段の表の「R2」の全県の欄を御覧いただいてもわかるように、令和2年3月に初めて2万人を下回っている。これが、令和10年には、1万9千人を割り込む見込みとなっている。周知のとおり、少子化の影響によりこのような状況にあるということから、今後も引き続き学校の再編や学級減等による定員の適正化を図っていくことが必要と考えている。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

(質 疑)

伊 藤 委 員

資料26ページ「4 第1次実施計画の主なポイント」について、2点伺いたい。まず、国際バカロレア認定校の設置に関して、現在、仙台二華高等学校において今年度中に手続きを進め、来年度からIB類型を普通科に設置することだが、それに伴い教員側に求められるレベルも上がることから、認定に向けた手続きは順調に進んでいるのか、また、何かしらの課題があるのか教えていただきたい。もう1点、現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来とは異なった状況となっている中で、全国的にも世界的にも学校における授業のオンライン化が進められ、ニューノーマルとなったように、様々なものが形を変えながら進んでいる。従って、第3期県立高校将来構想の第1次実施計画において最も重要なのはスピード感である。計画が優先することではなく、時代の変化や趨勢に対応し、時には先読みして計画の微調整とスピードアップを図っていくことが必要と考えるが、そういったことは可能か教えていただきたい。

高 校 教 育 課 長

仙台二華高等学校における進捗状況であるが、昨年度に申請は終えており、早ければ今年度の秋以降に認定される見込みとなっている。また、IB類型用の専用校舎につい

ては、現在、改築を進めており、供用開始は来年の8月頃となる見込みであり、順調に進んでいる。教員の研修については、東京学芸大学の大学院に専門のコースがあり、そちらに教員を派遣して研修を受けさせている。同大学の高校にも派遣している。また、既にバカロレアの認定を受けている県内の私立高校とも教員の公私間交流を図るなどして準備を進めているところである。

教育企画室長

御指摘のとおり、時代の変化がとても早いことに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により従来の考え方が大きく変わってしまっている。将来構想は構想期間が10年であり、当初は実施計画を前半5年、後半5年として策定する方向で検討していたが、時代の変化が早いことや子供の数がさらに減少していくことも踏まえ、第1次実施計画の期間を3年間に変更し、その後も3年ごとに実施計画を策定することとしている。状況の変化にタイムリーに対応することは重要であるため、その点を意識しながら今後も進めていきたい。

齋藤委員

提案された実施計画については、これまでに説明のあった内容から基本的な部分がぶれることなく進んできたと思う。学校の再編等に対しては様々な意見や要望等が寄せられているようだが、法に則った1学級40人定員という考え方や、データでも示された生徒数の減少を踏まえると、計画案の内容は適切と考える。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、学校現場では様々な対応に苦慮されていることと思う。その中で、学校における大規模な感染がなく、学校再開後も感染が抑えられており、教員をはじめとする学校現場の職員の努力には本当に頭が下がる思いだ。今後とも新型コロナウイルス感染拡大の防止に努めていただければと思う。

小川委員

少子化の影響により統廃合等の再編を進めていく必要は理解できるが、このまま進んでいった場合に、どうなってしまうんだろうという先が見えない不安感がある。統廃合を進めることのメリット・デメリットを整理し、どのようなメリットがあり、どのようなデメリットがあるのか、またそれらにどのように対応していくのかを考えていかなければならない。また、仙台市等の都市部は人口が多いため統廃合がなく、周辺地域だけで統廃合が進み、その地域や保護者の方々だけに負担を強いているのではないかと懸念がある。仙台市内の学校及び関係者を含め県全体としてこの問題にどう対処していくかという検討が必要と考える。

教育企画室長

昨年度の県内における出生数は1万5千人を割っており、中学校を卒業する子供たちが、今年の3月で約2万人いたのが15年後には約1万5千人になるという厳しい状況にある。機械的に統廃合を進めると、御指摘のように郡部にだけ負担がかかるということにもなりかねない。地域において拠点となる高校や職業教育を所管する高校については、生徒たちが社会人になるために一定の規模が必要と考えているが、どうしてもそういった学校には馴染めない子供たちもいると思われる。公立高校の役割として、多くの子供たちに幅広い選択肢を用意するという観点も重要と考えていることから、そういった観点も踏まえながら地域における学校の将来的な構成を検討していきたい。生徒数の推計等も改めて精査し、将来構想のさらに先を見据えた議論も必要であると思うので、時期を見極めながら検討していきたい。

千木良委員

郡部に住んでいると、確かに学校がどんどんなくなっていると感じることはあり、どう対応していくべきかというのは、非常に身近な問題である。人口が減っていくという状況を考えると、説明にあったように社会教育という面も含めて、一定の規模を持つ教育の場というものは必要と考える。それが1学級40人かということは別にして、教育というものが続けられてきた結果、昨今の新型コロナウイルス感染症が拡大している状況にあっても、「自粛」でこれほど感染の拡大が抑えられているということは、日本の教育の良い面が出ていると思う。また、文書を読めば内容がわかるというのは当たり前ではなく、教育というものがなければ、言葉では理解できるが、文字だと分からないと

ということもある。識字という点からも日本の教育は質が高いことが明らかであるし、社会教育の部分を含めて今後も教育の質を担保していくことは重要と感じている。医療や教育、福祉といった分野は対人が基本であり、とても重要であるが故に、法律で厳しく定められている面もある。法律という大きな枠組みが変わらなければ、根本的な問題が解決しないということは医療も教育も同様と考える。コロナ禍にあつて全く先が見通せず、様々な物事がスピーディーに変化していく状況ではあるが、本計画が宮城県の子供たちへの教育にとって良いほうに作用してほしい。

松本教育監

小川委員から、今回の将来構想で本当に先が見えているのかという御指摘をいただいた。本計画は今後10年間を見据えてのものだが、実は高校生の人数のピークは平成の初頭であり、そこから30年の間に仙台以外の地区では4割から6割の減少がみられている。さらに30年先をみても、この傾向はほぼ変わらないと考えられるので、現在は適正規模という考え方で進めているものの、いずれ20年、30年先には、従来の考え方で進めて構わないのか、集中と分散という考え方を採用するのかを選択する段階になってくる。少なくともこの10年ではその段階には至らないだろうということで、今回は適正規模という考え方で計画を策定したが、学級減を行うときにはそういった部分も見据えていかなければならないし、校舎を作ると50年から60年は使用するものという考えもあるため、どちらの考え方で進めていくべきかという問いは常に内在している。計画上では適正規模という考え方しか見えないかもしれないが、それだけを前提に策定しているものではないことは御理解いただきたい。

伊東教育長

私からも若干補足させていただく。資料27ページ「(4)再編の考え方」の部分でいくつかの考え方を示しているが、前の段階の実施計画では、生徒数が設定された基準を下回った場合は「こう再編」というような記載であったが、子供たちにとって一番良い学校の姿を考えていきたいという思いから、今回の計画においては、「こういった再編を検討していく」という記載にしている。

伊東教育長

(委員全員に諮って)事務局案のとおり可決する。

1.2 課長等報告

(1) 令和3年度県立高等学校組織編制計画について

(説明者：教育企画室長)

令和3年度県立高等学校組織編制計画について、御説明申し上げます。資料は、1ページである。

この「組織編制計画」は、中学校卒業者の減少に伴う「学級減」及び生徒の多様なニーズ等に対応するための「学科改編等」から構成するものであるが、令和3年度については、学科改編等に該当はなかった。

「学級減の措置」については、中学校卒業者の減少を踏まえて、南部地区で1校、石巻地区で1校の計2校において学級減を実施するものである。「南部地区」は、「大河原商業高校」の流通マネジメント科、「石巻地区」は、「石巻北高校」の総合学科において、それぞれ1学級の減を実施するものである。

なお、この組織編制計画については、7月2日に記者発表したところである。

本件については、以上である。

(質 疑) (質疑なし)

(2) 退職手当の算定誤りに係る時効分の該当者への対応について

(説明者：福利課長)

退職手当の算定誤りに係る時効分の該当者への対応について、御説明申し上げます。資料は2ページである。

「1 概要」については、令和元年10月の定例会で報告しているが、平成19年4月1日に職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例が施行されたが、それ以降、一部の退職者に対し、少ない金額の退職手当を支給していたものである。該当する退職者のうち、平成26年度以降の該当者に対しては、

「2 経緯」にもあるとおり、令和元年9月に不足分を追給した。平成19年度から平成25年度までの県の該当者については、令和2年2月28日に謝罪の文書を発出している。

次に、「3 今後の対応」であるが、平成19年度から平成25年度までの該当者への今後の対応としては、退職手当の時効は成立しているが、県側に過失があったこと、損害賠償請求があれば対応が必要であることから、退職手当の不足額を、和解金として支払う和解交渉を行い、議会の議決等を経て和解金を支払うこととするものである。なお、遅延損害金については、職員に対する給与・諸手当の追給等には付さない取扱いとしていることから、付さないことで和解交渉をしたいと考えている。

次に、「4 該当者数及び支給不足総額」であるが、時効が成立した算定誤り該当者数は、県と仙台市を合わせて599人で、支給不足額は、およそ2億6,100万円である。仙台市の県費負担教職員の退職手当は仙台市教育委員会が決定していたが、決定に当たって県が詳細に内容等を確認していたこと、また、実質的には退職手当の不足分の支払いであることから、県が負担することとするものである。

退職手当の算定誤りにより、退職手当が本来より少なく支給されたことに対しては、当該退職者の方々に御迷惑をおかけし、また、県民の皆様の行政に対する信頼を損なうものであり、深くお詫び申し上げます。今後は、退職手当条例を所管する担当課と定期的に情報共有を図るなど、このような誤りを繰り返すことのないよう万全を期していく。

本件については、以上である。

(質 疑) | (質 疑 な し)

(3) 令和2年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について

(説明者：高校教育課長)

令和2年度公立高等学校入学者選抜学力検査の分析結果について、御説明申し上げます。資料は、3ページと別冊である。

はじめに、資料3ページ「1 目的」であるが、本分析は、入学者選抜における学力検査問題について妥当性を検証し、今後の問題作成の改善に役立てること、また、検査結果から受験者の学習成果の実態を把握し、中学校における学習指導の参考とするものである。

次に、「3 分析方法」についてであるが、全日制課程の受験者のうち、50校400人の答案を抽出し、教科ごと、小問ごとにその状況を分析考察している。また、これに加えて、調査書点をもとに上位、中位、下位の3つの成績層に分け、階層別の得点率や誤答傾向についても分析を行った。

次に、「4 分析結果」の「(1) 平均点」についてであるが、数学は大きな変化はないものの、理科を除く3教科では平均点が下がっている。カッコ内の数値は、昨年度の後期選抜の受験者のものであり、受験者数が異なるので、参考として御覧いただきたい。次に、「(2) 得点分布」についてであるが、別冊資料の3ページには総点の分布を、4ページには各教科の分布を示しているので、後ほど御覧願いたい。

資料3ページ「(3) 各教科の概況」では、得点率・無答率等について分析し、各教科の概況をまとめている。表の一番下にある「各教科共通」の欄を御覧願いたい。各教科・分野における基礎的・基本的な事項を問う問題では正答率が高く、知識の定着がみられるが、習得した知識を組み合わせる問題や、複数の資料から情報を読み取り整理し、それらを基に表現して解答する問題については、正答率及び得点率が低く、無答率も高い傾向にある。

これらのことから、中学校・高校ともに、基礎的・基本的な知識及び技能を単に習得させるだけでなく、習得した知識を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等を育成するため、各教科において、協働的な活動等を適切に位置づけ、主体的・対話的で深い学びの実現に向けて、授業の構成や指導の在り方を一層工夫改善していくことが必要であると考えている。

以上が分析結果についての報告であるが、高校入試は中学校教育と高校教育を円滑に接続させる役割を担うものであるため、この分析結果を中学校及び高校の教員を対象とした教科研修会等において周知し、中学校・高校双方の指導に生かしていきたいと考えている。なお、別冊資料には、各教科のさらに詳細な「分析結果の概況」、「問題」、「正答と配点」、「正答率、無答率、得点率」及び「出題のねらいと内容、結果の考察」について掲載しているので後ほど御覧願いたい。

本件については、以上である。

(質 疑)

小 川 委 員

同じ問題の試験であれば、昨年度と比較してどういった内容の部分で指導が不足していたかなどの分析ができると思うが、異なる問題の試験でどこまでそれが可能なのか。また、2年で比較するとわかりにくいですが、5年等の複数年度による比較だと平均点がある程度収斂していくと思うので、一定の学力が維持されているかどうか、学力が下がっているかどうかといった分析ができると思うが、その点についてはどう考えているか。

高 校 教 育 課 長

問題を作成する段階で目標とする平均点は設定されているが、実際に試験を行ってみると多少のズレは発生しており、目標に届かないこともある。今年度は特に、昨年度から入試制度が変わり、単純な比較ができないという事情もある。複数年の結果を用いて比較することも可能であるが、例年どおり、単年度の結果分析という形でお示ししているところである。

(4) 令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜について

(説明者：高校教育課長)

令和3年度公立高等学校入学者選抜について、御説明申し上げます。資料は、4ページ及び別冊である。

まず、資料4ページ「1 募集定員」であるが、県立高等学校の組織編制計画を反映し、全日制課程と定時制課程を合わせ、15,200人で、前年比80人の減である。課程別では、全日制課程で、2校2学級、合計80人の減、定時制課程、通信制課程では、前年からの増減はなかった。

次に、「2 実施する検査」についてであるが、昨年11月に入学者選抜審議会の答申を受け、第一次募集は3月4日、追試験は3月10日、第二次募集は3月22日を検査実施日として既に公表している。なお、検査においては、5教科の学力検査のほか、学校によっては面接・実技・作文のいずれかを実施する予定としている。その他、合格発表等は資料に記載のとおりである。

次に、「3 入学者選抜に係る配慮事項等」についてであるが、長期間にわたる臨時休業の影響により、入学者選抜に対する不安を抱いている受験生が多いものと考えている。学力検査の出題範囲、調査書の取扱いなどの配慮事項については、新型コロナウイルス感染症の感染状況や今後の社会情勢等を踏まえた上で、入学者選抜審議会委員をはじめ、中学校、高等学校及びPTAなどの関係者の皆様からの御意見を聞きながら検討し、その結果を7月中に公表する予定としている。

次に、「4 入試情報の公開」についてであるが、中学生や保護者の方々が、受験校を選択する際の参考になるよう、高校教育課のホームページに、別冊資料「令和3年度宮城県公立高等学校入学者選抜求める生徒像・選抜方法一覧」をはじめ、各校のオープンキャンパス、地区別合同説明会など、様々な入試情報を公開していく。特に、今年度は例年どおりの時期にオープンキャンパスを実施することが難しいことから、各学校が10分程度の学校紹介動画を作成し、掲載している。多くの皆様に御視聴いただけるよう周知していく。

今後も受験生をはじめ、保護者の皆様や中学校等関係各所に情報提供しながら、受験生が不安を抱くことのないよう、十分配慮していく。

本件については、以上である。

(質 疑)

(質疑なし)

(5) 令和3年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について

(説明者：高校教育課長)

令和3年度県立中学校入学者選抜方針及び概要について、御説明申し上げます。資料は、5ページから6ページである。

はじめに、資料5ページ「I 入学者選抜方針」については、昨年12月の教育委員会で報告済みであり、既に公表しているものである。次に、「II 入学者選抜概要」であるが、「[1] 募集」の「1 出願資格」については、宮城県内に居住、又は居住見込みの者とし、「2 募集定員」については、各校105名

としている。「[2] 出願の手続」については、記載のとおりである。

次に、資料6ページ「[3] 適性検査」の「2 検査の方法」であるが、検査は、総合問題、作文及び面接とし、総合問題の検査時間は60分としている。検査問題の作成方針については資料のとおりである。

「[5] 選抜に関する日程」については、適性検査は令和3年1月9日に実施し、選抜結果については令和3年1月15日午後4時に本人及び在籍小学校長に発送することとしている。

なお、この概要に基づいた入学者選抜要項については、8月末までに完成させ、9月下旬には配布する予定である。

本件については、以上である。

(質 疑) ┆ (質 疑 な し)

13 資料（配布のみ）

(1) 教育庁関連情報一覧

14 次回教育委員会の開催日程について

伊 東 教 育 長 ┆ 次回の定例会は、令和2年8月6日（木）午後1時30分から開会する。

15 閉 会 午後4時45分

令和2年8月6日

署名委員

署名委員